

令和4年度幸田町水道水質検査計画



幸田町水道事業

はじめに

幸田町水道事業では、町民の皆様に清浄にして豊富低廉な水を安定供給するため幸田町水道水質検査計画を策定します。また、令和3年度までの水質検査結果の公表を行うことにより、水道使用者の皆様に信頼される水道水を供給してまいります。

1. 水質検査計画に関する基本方針

幸田町水道事業がお客様へお届けする水道水は、愛知県水道用水供給事業（以下「県営水道」）から100%供給されます。県営水道の原水は矢作川水系から取水され、幸田浄水場へ導水されます。ここで浄水処理された水道水を幸田町にある永野ポンプ場、深溝配水場、坂崎低区配水場の3箇所の供給点で受水します。県営水道により安全管理された水道水を効率的かつ安定供給するとともに、町内の末端給水栓まで良好な水質の維持に努めます。

2. 幸田町水道事業の概要

- (1) 事業名 幸田町水道事業
- (2) 給水区域 幸田町（図-1）
- (3) 給水人口 42,593人（令和2年度末）
- (4) 一日最大給水量 14,743 m³（令和2年度実績）
- (5) 県水供給点及び施設名（図-1）

供給点	施設	水源及び取水方法
県水受水点 幸田第一	永野ポンプ場	矢作ダム(幸田浄水場より県水受水)
県水受水点 幸田第二	深溝配水場	
県水受水点 幸田第三	坂崎低区配水場	

3. 水質状況と問題点

県営水道が行う水質検査は、愛知県水質試験所を中心とした検査機関により、水源から本町県水受水点まで包括的に管理されています。本町は、この安全が確認された水道水を受水し、永野水系、深溝水系、坂崎水系の3系統に分け、それぞれの末端給水栓において毎日検査及び定期検査（以下「毎月検査」）を行っています。現在、水質基準に適合しており、数値的な異常は見られず良好な状況を維持しています。

4. 採水場所、検査項目とその頻度

水道法に基づく水質検査において、町内で6箇所の採水地点を設定し毎月検査を実施します。また、毎日検査については、送水ポンプ場及び配水場を含めた12箇所で色、濁り、消毒の残留効果の検査を実施します。

(1) 採水場所（図－1）

配水系統	採水地点	
永野配水系統	①	大字須美字向屋敷地内
	②	大字芦谷字斧鋸地内
深溝配水系統	③	大字逆川字大坪地内
	④	大字深溝字権行寺地内
坂崎低区配水系統	⑤	大字長嶺字南郷中地内
	⑥	大字長嶺字笹口地内

(2) 検査項目とその頻度（別表－1）

水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目検査を6箇所で毎月1回行います。

各配水系統の末端給水栓である採水地点の3箇所（①③⑤）において、毎月検査項目の9項目に加え、消毒副生成物等である六価クロム化合物、

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドの計13項目が3ヶ月に1回の検査項目となります。

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目については、臭素の発生が活発化する時期とされる5月から10月までの期間において3箇所(①③⑤)で毎月1回検査を行います。

上記以外の項目は水質が安定していることを確認するために、3箇所(①③⑤)で年1回全項目検査を行います。

また、各配水システムの末端給水栓においては、水質基準項目に準じるものとして設けられている水質管理目標設定項目についても検査を実施し、水質管理に万全を期しています。

5. 水質検査方法

水質基準に関する省令及び水質基準に関する省令の一部を改正する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法に従って検査を行います。

6. 臨時の水質検査

水道法施行規則第15条第2項により、水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 配水管の大規模な工事
- (2) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (3) その他特に必要があると認められるとき

7. 水質検査の自己／委託の区分

定期及び臨時の水質検査は、水道法第 20 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の指定する検査機関に委託して行います。

委託年度	定期及び臨時検査委託機関
令和 3 年度	(株) 環境科学研究所
令和 2 年度	(株) 東海分析化学研究所
令和元年度	(社)愛知県薬剤師会

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

本年度水質検査計画と昨年度水質検査結果を幸田町ホームページ<水道>に掲載します。また水道課窓口にて水質検査計画の冊子発行と水質検査結果の閲覧を行います。

9. 関係機関との連携

安全性が確保された、より良い水道水を供給するために、愛知県西尾保健所、愛知県企業庁、西三河水道事務所及び近隣市町村との連携をはかっていきます。

10. その他の留意事項

水道法第 20 条第 1 項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、正確な水質結果を得て、水道水の安全性を公表することにより、水質に対する継続した信頼を得られるよう、水質管理に鋭意努力していきます。また、水質に関するご意見、ご要望がありましたら幸田町上下水道部水道課にご連絡ください。

連絡先

幸田町 上下水道部 水道課

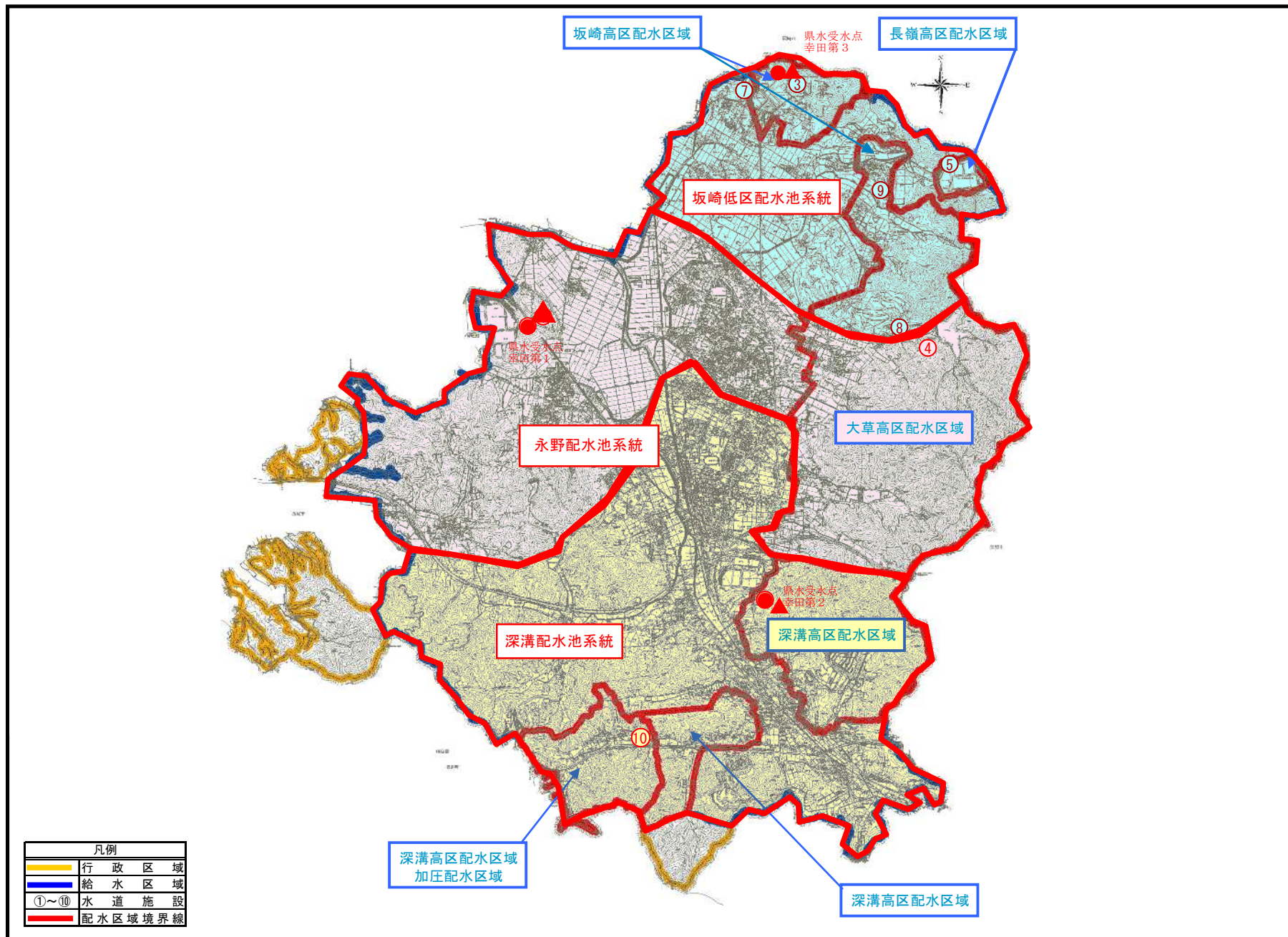
〒444-0192 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話番号 (0564) 62-1111 (内線282)

ファックス (0564) 63-5169

メールアドレス suido@town.kota.lg.jp

(図-1)



水質基準項目の検査地点及び検査頻度（別表－1）

区分	検査項目		基準値 (mg/L)	検査頻度		令和3年度最高値 (mg/L)
	番号	項目名		配水系統末端	給水栓末端	
				①③⑤	②④⑥	
基準項目	1	一般細菌	100個/ml	1回/月	1回/月	0
	2	大腸菌	不検出	1回/月	1回/月	検出されない
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	1回/年		<0.0003
	4	水銀及びその化合物	0.0005	1回/年		<0.00005
	5	セレン及びその化合物	0.01	1回/年		<0.001
	6	鉛及びその化合物	0.01	1回/年		<0.001
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	1回/年		<0.001
	8	六価クロム化合物	0.02	4回/年		<0.002
	9	亜硝酸態窒素	0.04	1回/年		<0.004
	10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	4回/年		<0.001
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/年		0.3
	12	フッ素及びその化合物	0.8	1回/年		<0.05
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	1回/年		<0.1
	14	四塩化炭素	0.002	1回/年		<0.0002
	15	1,4-ジオキサン	0.05	1回/年		<0.005
	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1回/年		<0.004
	17	ジクロロメタン	0.02	1回/年		<0.001
	18	テトラクロロエチレン	0.01	1回/年		<0.001
	19	トリクロロエチレン	0.01	1回/年		<0.001
	20	ベンゼン	0.01	1回/年		<0.001
	21	塩素酸	0.6	4回/年		0.13
	22	クロロ酢酸	0.02	4回/年		<0.002
	23	クロロホルム	0.06	4回/年		0.021
	24	ジクロロ酢酸	0.03	4回/年		0.004
	25	ジブromクロロメタン	0.1	4回/年		0.001
	26	臭素酸	0.01	4回/年		<0.001
	27	総トリハロメタン	0.1	4回/年		0.023
	28	トリクロロ酢酸	0.03	4回/年		0.012
	29	ブromジクロロメタン	0.03	4回/年		0.005
	30	ブromホルム	0.09	4回/年		<0.001
	31	ホルムアルデヒド	0.08	4回/年		<0.008
	32	亜鉛及びその化合物	1.0	1回/年		<0.01
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/年		0.02
	34	鉄及びその化合物	0.3	1回/年		<0.01
	35	銅及びその化合物	1.0	1回/年		0.1
	36	ナトリウム及びその化合物	200	1回/年		7.1
	37	マンガン及びその化合物	0.05	1回/年		<0.001
	38	塩化物イオン	200	1回/月	1回/月	10
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	1回/年		17
	40	蒸発残留物	500	1回/年		47
	41	陰イオン界面活性剤	0.2	1回/年		<0.02
	42	ジェオスミン	0.00001	5月から10月まで		0.000004
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	5月から10月まで		<0.000001
	44	非イオン界面活性剤	0.02	1回/年		<0.002
	45	フェノール類	0.005	1回/年		<0.0005
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1回/月	1回/月	0.8
	47	pH値	5.8～8.6	1回/月	1回/月	7.6
	48	味	異常でない	1回/月	1回/月	異常でない
	49	臭気	異常でない	1回/月	1回/月	異常でない
	50	色度	5度以下	1回/月	1回/月	<0.5
	51	濁度	2度以下	1回/月	1回/月	<0.1

水道法施行規則 第15条(定期及び臨時の水質検査)における水質検査頻度省略に関する規則

過去3年間に於ける検査の結果が水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上
過去3年間に於ける検査の結果が水質基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上
幸田町水道事業が実施する水質検査頻度省略に関する考え方

3年に1回省略可能である場合であっても、町内末端給水栓まで良好な水質の維持に努めことを目的とし、最低検査回数を1年に1回とする